

呉市水道局請負工事成績評定要領

工事検査室

(目的)

第 1 条 この要領は，呉市水道局の請負工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め，厳正かつ的確な評定の実施を図り，呉市水道局が所掌する請負工事の適正かつ効率的な施行を確保し，工事に関する技術水準の向上に資するとともに，請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定の対象工事は，原則として，一件の請負金額が 130 万円以上の請負工事とする。ただし，緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事及び契約解除した工事の評定は，省略するものとする。

(評定の内容)

第 3 条 工事検査成績の評定は，工事の施行体制，施行状況，目的物の品質等について，行うものとする。

(評定者)

第 4 条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は，呉市水道局請負工事等検査規程（平成 16 年呉市水道局規程第 9 号）第 3 条第 1 項に規定する検査員（以下「工事検査員」という。），当該工事の監督員（以下「監督員」という。），当該工事の施行担当係長（以下「主務係長」という。）とする。

(評定の時期)

第 5 条 監督員及び主務係長である評定者は工事完成のときに，工事検査員である評定者は検査実施のときに，それぞれ評定を行うものとする。

(評定の方法)

第 6 条 評定は，工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は，監督又は検査により確認した事項に基づき，評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし，一の工事に監督員，主務係長又は工事検査員が 2 人以上ある場合においては，それらのものが協議の上，評定を行うものとする。

3 工事検査成績の採点は，工事検査成績評定書（様式 1）による。

4 評定に当たっては，工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（別紙 1～3）及び施工プロセスのチェックリスト（別紙 4）を考慮するも

のとする。

- 5 工事検査成績評定書の記入順位は，監督員，主務係長，工事検査員の順番とする。

（評定書の提出）

第7条 主務係長は，評定を行った工事検査成績評定書，工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表，施工プロセスのチェックリスト（以下「工事検査成績評定書等」という。）を遅滞なく工事検査室長に提出しなければならない。

- 2 工事検査室長は，主務係長から提出を受けた工事検査成績評定書等により工事検査員に評定を行わせるものとする。
- 3 工事検査員は，評定を行った工事検査成績評定書等を遅滞なく工事検査室長に提出しなければならない。

（評定結果の工事担当課長への報告）

第8条 工事検査室長は，工事検査員から工事検査成績評定書等の提出があったときは，遅滞なく，当該工事の担当課長に評定の結果を報告しなければならない。

（評定結果の請負業者への通知）

第9条 工事検査室長は，工事検査員から工事検査成績評定書等の提出があったときは，遅滞なく当該工事の請負業者に対して，別に定めるところにより評定の結果を通知するものとする。

（評定の修正）

第10条 工事検査室長は，前条の規定により通知をした後に，当該評定を修正する必要があると認められる場合は，修正しなければならない。

- 2 工事検査室長は，前項の修正を行ったときは，遅滞なくその結果を当該工事の請負業者に通知するものとする。

（説明請求等）

第11条 前2条の規定による通知を受けた者は，通知を受けた日から起算して14日（期間の末日が呉市の休日を定める条例（平成元年呉市条例第35号）に定める休日に当たるときは，その日後において，その日に最も近い本市の休日でない日を末日とする。）以内に書面により，管理者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 管理者は，前項の規定により説明を求められたときは，書面により回答するものとする。

付 則

- 1 この要領は，平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 昭和 54 年 8 月 1 日から実施の呉市水道局請負工事成績評定要領は，廃止する。

付 則

- 1 この要領は，平成 20 年 1 月 1 日から実施する。
- 2 この要領の実施前に行われた契約については，第 9 条の規定にかかわらず，従前の例による。

改正 平成 21 年 4 月 1 日

改正 平成 23 年 4 月 1 日